

組合代表との面會を避けて組合不承認の腹算に於けると同時に
 西七女會の如きしる社の自由を為さんとすべし條件の改善は
 目的を以て即答を避けるるも、従業者は会社は誠意
 なしと見て退場し此差に同然四能書手となり、争議
 又元ちるに至る。尚争議を日するも厚思として見逃
 し能はることは、要出書に於て十二條にして二回の尉女會
 を催し相可一度候とあるが、此社は四月二十三日午後
 五時より十時迄歌謡研伎座に於て職工尉女會を催し
 たるは、従業者は公司等は会社が之等の要出に於て
 尉女會を催してはるると思ひ且つ又今社がこれに
 ついて之書を懐柔せしめて専横なる手段は
 又この要出書の一次と云ふ行はるるは、之等の

西七女條件は母貫徹すべしと會社の幾度軟弱なるが如く
 従業者員に思はしめたことあり。然して四月二十六日
 五人の従業者員。全節約十二百多事務所を前に集合
 して代表者七名と会社と交渉中、社長は労働能の目的を
 達せしめ示威的態度の下に回答を求めしは、且取早
 枚済の餘地なしと認め交渉を断絶せり。而して代表者
 七名が事務所におりや日本労働組合評議會會本部
 中央委員 松葉清 継は会社の不承認意を高唱し
 隊伍を組織しライオン館に於て退場し始り同盟
 四能書手となる。

一 勤報書提出 四月二十一日 丙午
 一 争議日数 四月二十日より八月八日迄 百五日